

煙火消費における保安距離の基準(神奈川県) 新旧対照表

改正	現行
<p>煙火消費における保安距離の基準(神奈川県)</p> <p>1 ～3 (略)</p> <p>4 打揚煙火(信号用及び観賞用) 打揚煙火の保安距離は、煙火玉の大きさ及び種類に応じて別表1のA級の距離以上とする。 ただし、打揚方法の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のB級の距離とすることができる。 また、併せて玉数等の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のC級の距離とすることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>斜め打ちの特例</u></p> <p>(1) <u>対象</u></p> <p><u>第4項(打揚煙火)及び第5項(仕掛煙火)について、上方以外に傾けた打揚筒で消費する場合とする。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 仕掛煙火のうち、別表2のⅡ1、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥに分類されるもの</u></p> <p><u>イ 保安のために、通路、人の集合する場所、建物等が無い方向へ筒をわずかに傾けて消費するもの</u></p> <p>(2) <u>取扱条件</u></p> <p><u>斜め打ち(打揚煙火及び仕掛煙火のうち別表2のⅠに分類されるものに限る)は、ア～ウに掲げる規定を満たすこととする。</u></p> <p><u>ア 筒を傾ける方向</u> <u>観覧席等人が集合する場所が無い方向</u></p> <p><u>イ 煙火玉の大きさ</u> <u>8号玉以下(5号玉超の煙火の斜め打ちは、2.5号玉以上の斜め打ちの実績がある者に限る。)</u></p> <p><u>ウ 筒の固定の確認</u> <u>試射を行う場合を除き、自身又は他者の実績に基づき、発射の衝撃で角度、方向が変わらないことを確認</u></p>	<p>煙火消費における保安距離の基準(神奈川県)</p> <p>1 ～3 (略)</p> <p>4 打揚煙火(信号用及び観賞用) 打揚煙火の保安距離は、煙火玉の大きさ及び種類に応じて別表1のA級の距離以上とする。 ただし、打揚方法の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のB級の距離とすることができる。 また、併せて玉数等の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のC級の距離とすることができる。 <u>なお、別表1に規定する煙火以外の煙火を消費する場合は、煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料をもってその都度協議する。</u></p> <p>5 (略)</p>

(3) 保安距離

斜め打ちを行う際の保安距離は、次のとおりとする。

ア 打揚煙火は、別表4及び同表別図に規定する距離以上

イ 仕掛煙火は、別表5（別表2の「仕掛煙火の分類」の種類ごと）及び別表4別図に規定する距離以上

7 その他

本基準に規定する煙火以外の煙火を消費する場合は、煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料等に基づきその都度協議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 「火薬類の許可申請等に関する基準」(昭和53年5月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成6年度において消費したものと同一の方法で実施する場合にあっては、平成8年6月30日まで旧基準の適用を認める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表1～3 (略)

別表4～5 (別紙のとおり)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 「火薬類の許可申請等に関する基準」(昭和53年5月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成6年度において消費したものと同一の方法で実施する場合にあっては、平成8年6月30日まで旧基準の適用を認める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表1～3 (略)

別紙

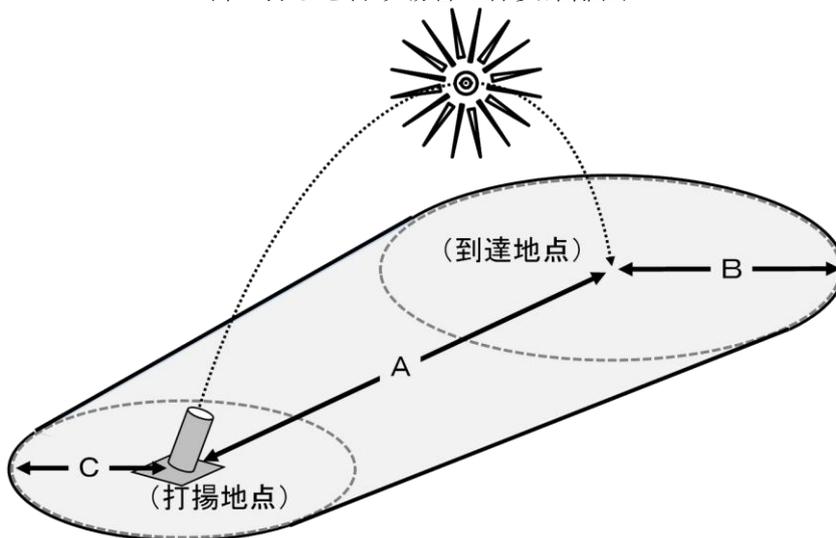
別表 4

打揚煙火の斜め打ちを行う場合の安全距離等

玉の号数	玉の大きさ (直径)	安全距離等	到達距離 A (m)	到達地点 安全距離 B (m)	打揚地点 安全距離 C (m)
		打揚筒の仰角			
2. 5	7.5cm	0° ~ 20°	318	86	100
		20° ~ 40°	342	148	
		40° ~ 60°	337	191	
		60° ~ 80°	260	196	
3	9cm	0° ~ 20°	361	113	140
		20° ~ 40°	394	181	
		40° ~ 60°	389	229	
		60° ~ 80°	302	233	
4	12cm	0° ~ 20°	428	125	150
		20° ~ 40°	476	202	
		40° ~ 60°	471	256	
		60° ~ 80°	370	259	
5	15cm	0° ~ 20°	488	141	220
		20° ~ 40°	552	225	
		40° ~ 60°	549	283	
		60° ~ 80°	434	287	
6	18cm	0° ~ 20°	520	155	250
		20° ~ 40°	594	243	
		40° ~ 60°	592	304	
		60° ~ 80°	470	307	
7	21cm	0° ~ 20°	551	165	250
		20° ~ 40°	635	256	
		40° ~ 60°	633	319	
		60° ~ 80°	505	321	
8	24cm	0° ~ 20°	581	189	250
		20° ~ 40°	676	283	
		40° ~ 60°	675	348	
		60° ~ 80°	541	350	

別図

斜め打ちを行う場合の保安距離図



別表5

仕掛煙火の斜め打ちを行う場合の安全距離等

区分	仕掛煙火の内容等の種類		安全距離等	
I スター マイン	打揚筒を多数連ねて立て、大小の煙火を連続して打揚るもの	(1) 玉の直径が6 cm以上のもの	打揚煙火の斜め打ちを行う場合の保安距離を準用する	
		(2) その他のスターマイン	II 2の保安距離とする	
II 小型 煙火	2 球状若しくは円筒形の星粒（乱玉、トラ、花束等）及び球状若しくは円筒形の玉（小割、音、飛翔等）を発射薬を使用して連続的に打揚げる仕掛煙火	(1) 星粒のみで二次点火しないもの	ア 乱玉 イ 花束	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の 1. 2倍以上(最低20m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の 1. 2倍以上(最低20m以上)
		(2) 二次点火するもの	ア 小割 イ 音 ※球状の玉を含まない	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の 1. 5倍以上(最低30m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の 1. 5倍以上(最低30m以上)
			ア 小割 イ 音 ウ 飛翔、浮遊 ※球状の玉を含み、打揚筒の内径が5 cm以内のもの	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の 1. 5倍以上(最低40m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の 1. 5倍以上(最低40m以上)